

# 【和光市\_次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業】 クーポン取扱店舗募集要項

(募集期間)

令和6年10月1日(火) ~ 令和7年1月17日(金)

## ◆問い合わせ先

和光市\_次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業コールセンター(取扱店舗向け)  
TEL 050-5527-6009 (平日9:00~17:00)

## 1 本事業の目的

これまで十分に支援が行き届かなかった子ども・若者に対する生活支援と地域経済を下支えする中小事業者に対する支援のため、和光市に在住する若者(18~20歳)1人あたり20,000円分の次世代を担う子ども・若者応援クーポン券を配付する。

## 2 和光市\_次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業の概要

- (1) 名称:和光市\_次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業
- (2) 発行者:和光市
- (3) 運営者:GC 共同事業体(以下、「事務局」という)
- (4) 配布額:税込20,000円

(5) 配布の対象者:

令和6年9月1日現在、1年以上和光市に住民登録がある者で、かつ平成16年4月2日生～平成19年4月1日生の子ども・若者(18～20歳)・約2,000人

(6) 配布限度:対象者1人につき、1回限り配布する。

(7) クーポン使用期間:令和6年11月1日(金)から令和7年2月2日(日)

(8) クーポンの形式等

・クーポンは、スマートフォン等でregion PAYアプリを利用したミニアプリ方式とする。

ただし、対象者がスマートフォン等を利用できる環境にないこと等の理由がある場合は、同等品の配布となる。

・クーポンは、事務局が登録する和光市内の店舗において、使用することができる。

・クーポンの使用対象外となる物品又は役務等は、下記の通りとする。

①法律等で小売定価以外による販売が禁止されている商品の購入(たばこ等)

②出資や債務の支払(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)

③現金との換金、金融機関への預け入れ

④金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等)旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

⑤風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い

⑥土地及び家屋の購入

⑦病院の治療費、処方された医薬品

⑧事業活動に関する原材料、機械等仕入資金

⑨公序良俗に反するもの

⑩取扱店舗が指定するもの

⑪その他、市が利用対象として適当と認めないもの

### 3 取扱店舗の申込資格

次の各号に掲げる店舗は、取扱店舗の対象外とする。

(1) 国税、法人税に係る徴収金を完納していない法人又は個人事業主が運営する店舗。

(2) 通信販売・駐車場・自動販売機・訪問販売等の無店舗又は無人サービスで営業している店舗。

(3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗。

(4) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)及び暴力団密接関係者(和光市暴力団排除条例(平成24年和光市条例第26号)和光市暴力団排除条例(平成24年和光市条例第26号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ)と認められる店舗

(5) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ)、暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与している店舗。

(6) 役員等が「自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者を利用」している店舗。

(7) 役員等が「暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与」している店舗。

(8) 役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有している店舗。

(9) その他、前各号に類するもの、又は、社会通念上、次世代を担う子ども・若者応援クーポンを利用する店舗として和光市が適当でないと認めるもの。

### 4 クーポンの使用方法

本事業で発行する次世代を担う子ども・若者応援クーポンは二次元コードが記載されたクーポン(電子)であり、二次元コードを読み取って使用する決済手法とする。上記が不足する場合、残額に現金等を組み合わせれば、商品交換が可能。(クーポンは1円単位で使用可能)

決済時においては、店舗が二次元コードを掲示する方式(MPM方式※1)決済手法に対応することを原則とする。

※1 MPM方式: 事務局から店舗ごとに付与する店舗用二次元コードを店内掲示し、利用者が読み取りを行う。

①店舗設置の二次元コードを読み取 ②決済金額入力 ③店舗確認後、決済



## 5 取扱店舗の責務

取扱店舗は次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 【和光市\_次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業】クーポン取扱店舗募集要項を遵守すること。
- (2) クーポンの使用を拒否しないこと。ただし、クーポンの残額が不足している場合は、追加の支払いで充当させて、販売するよう努めること。
- (3) 使用者がクーポンで交換した商品を返品する際は、現金・電子マネー等による返金は行わず、代替の商品との交換とすること。ただし、事業者が代替の商品との交換を行うことができないと判断した場合は、使用額をクーポンに返金することができる。
- (4) クーポンの不正使用等の疑いがあるときは、事務局に報告すること。
- (5) クーポンの取扱方法については、レジ担当者をはじめクーポンを取り扱うすべての関係者に周知すること。
- (6) 決済を行う際は、その決済金額が決済画面に正しく入力されているかどうか確認すること。
- (7) 事務局が配布するステッカー、チラシ等を使用者の見やすい場所に掲示すること。
- (8) やむを得ない事情がない限り、事業クーポン使用期間中においては継続してクーポンを受け取ること。
- (9) 取扱店舗の登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局まで届け出ること。
- (10) 取扱店舗の従業員等の関係者がクーポンを入手した場合において、当該クーポンを当該取扱店舗での直接換金、商品仕入れ等への使用は行わないこと。
- (11) 本要項を遵守し、クーポンを適正に取り扱うこと。
- (12) 申込内容や取引に疑義が生じた場合は、調査に協力すること。
- (13) 決済時においては、店舗が二次元コードを掲示する方式(MPM方式※1)及び使用者が二次元コードを提示する方式

※1 MPM方式: 事務局から店舗ごとに付与する店舗用二次元コードを店内掲示し、利用者が読み取りを行う。

①店舗設置の二次元コードを読み取 ②決済金額入力 ③店舗確認後、決済



- (14) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。また、業種別ガイドラインが定められていない分野については、類似する業種別ガイドラインを選び準拠すること。

## 6 使用済クーポンの換金方法

取扱店舗は換金するための申請は不要とし、事務局は月1回(※1)の換金振込を実施する。なお、換金振込は取扱店舗申込時に登録した口座へ行うものとし、これに係る手数料は事務局が負担する。

※1 換金スケジュール(予定)

	第1回	第2回	第3回
締切日	11/30(土)	12/31(火)	2/2(日)
入金予定日	12/27(金)	1/31(金)	2/28(金)

## 7 申込方法

取扱店舗の登録を希望する事業者は和光市HPおよび和光市\_次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業特設サイト(以下、特設サイト)内の取扱店舗登録ページより申し込むものとする。

(1) 取扱店舗の登録を希望する事業者は特設サイトの取扱店舗登録ページより、【和光市\_次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業】次世代を担う子ども・若者応援クーポン取扱店舗募集要項に同意のうえ、下記URLより申し込むものとする。

①令和6年10月1日(火)～令和7年1月17日(金)

・和光市ホームページの「和光市\_次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業」の事業案内ページに掲載する申込先アドレス(申込ページ)にアクセスし、申込む。

(事業案内ページ)

※令和6年10月1日以降は②特設サイトを經由し、取扱店舗登録ページより申込む

②令和6年10月1日(火)～令和7年1月17日(金)

・「和光市\_次世代を担う子ども・若者応援クーポン給付事業特設サイト」(令和6年10月1日オープン)の申込ページから、申込む。

(特設サイト)<https://wako-youngcoupon.jp> (令和6年10月1日オープン)

(2)募集期間

令和6年10月1日(火)～令和7年1月17日(金)

(3)フォームでの申請が不可の場合、事務局より書類を郵送またはメールで送付し、申請できるものとする。

## 8 取扱店舗の審査・登録手続き

(1) 「7 申込方法」による申込みがあったときは、申請された取扱店舗が「3 取扱店舗の申込資格」に定める申込資格を有するとともに、同規定の各号に掲げる店舗に該当しないことを確認のうえ、取扱店舗として事務局が審査登録する。

(2) 取扱店舗の登録料は無料とする。

(3) 取扱店舗は、特設サイト上に店舗情報を掲示する。

※ 承認結果は電子メールにて通知する。

## 9 取扱店舗の登録の取消等

取扱店舗において違反する行為及び「3 取扱店舗の申込資格」の規定各号に該当すると認められた場合は、事務局は取扱店舗登録の取消を行うことがある。

違反する行為の一例

(1) 申請事項を偽って不正に登録する行為。

(2) クーポンの自己取引や架空取引。

(3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。

(4) その他事務局が不適切と認める行為。

## 10 紛争の解決

クーポンの使用に際して、取扱店舗と使用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、和光市及び事務局は一切責任を負わない。

## 11 その他

(1) 本要項に記載のない事項、又は、定めのない事項に関しては、和光市がその対応を決定する。

(2) 取扱店舗の情報(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)は、特設サイトにより広報する。

(3) 和光市の方針、指示等により、実施内容等を変更する可能性がある。

(4) 申込の際に取得した店舗情報、個人情報等については、本事業の実施の範囲において利用する。

(5) クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、和光市及び事務局は一切責任を負わない。

(6) 本事業において和光市及び事務局が必要と認める場合は調査をすることができる。